

安全保障理事会決議 1796 (2008)

2008 年 1 月 23 日 安全保障理事会第 5825 回会合にて採択

安全保障理事会は、

2007 年 1 月 23 日の安全保障理事会決議 1740 を想起し

包括的和平協定のネパール政府とネパール共産党 (毛沢東派) の 2006 年 11 月 21 日の調印
また、両当事者による既存の停戦を永続的で持続的な平和に転換するという明示の誓約を
想起し、さらに協定を履行するために現在までに取られた措置を賞賛し、

ネパールの主権、領土保全および政治的独立と、包括的和平協定およびそれに続く協定の
履行におけるその主体的取り組みを再確認し、

包括的和平協定およびそれに続く協定の適時かつ効果的な履行におけるネパールの和平プ
ロセスを支援するために引き続き用意があることを表明し、

ネパール人民の平和と民主主義の回復への強い熱意と、この観点からの包括的和平協定お
よびそれに続く協定の履行の重要性を確認し、

市民社会が紛争の防止に重要な役割を果たすことができることを確認し、

彼の職務権限に基づく、国際連合ネパール使節団 (UNMIN) に関する 2008 年 1 月 3
日の事務総長の報告書 (S/2008/5) を歓迎し、

2007 年 12 月 23 日に七者連合によって合意された 2008 年 4 月 10 日に制憲議会選挙を実施
するための 23 項目合意を歓迎し、また、その合意において設定された、精密に予定された
時刻表が、すべての当事者の間に、相互に信頼を構築するために、努力を要求するもので
あろうことを確認し、

包括的和平協定および UNSCR 1325 (2000) において言及されているように、女性、子ど
もおよび和平プロセスにおいて伝統的に阻害されてきた集団要求に対して特別な注意を払
う必要を確認し、

合意された協定の履行に向けて速やかに前進することをネパールのすべての当事者に求め

る事務総長の呼びかけに同調し

ネパール政府が、2007年12月18日の事務総長宛の書簡（S/2007/789、添付資料）において、UNM I Nによる貢献を確認し、その職務権限を6カ月間延長するよう要請したことに留意し、

UNSCR1740に従いまた包括的和平協定の条項に一致して、二段階にわたる検証プロセスの完了および両陣営の武器および武装した要員の管理に関する継続した支援を歓迎し、また、UNM I Nの活動を完成させるための条件を整えるための支援の中で長期にわたって持ちこたえられる解決策の重要性に留意し、さらにまた、この観点から、少数民族に関するものを含め、未解決の問題に対処する必要性にも留意し、

事務総長特別代表およびUNM I Nの彼の班、また政府の要請にもとづいて人権状況を監視している人権高等弁務官事務所を含む国際連合国別現地チームの努力に感謝の念を表明し、また、使節団と対象地域におけるすべての国際連合諸機関との間での努力の調整と相互補完の必要性を強調し、

1. ネパール政府の要請に従い、また、事務総長の勧告にもとづいて、UNSCR1740(2007)において規定されているUNM I Nの職務権限を2008年7月23日まで更新することを決定する。
2. 包括的和平協定への全面的な支持を表明し、また、すべての当事者に対し協定の実施に対する気運を維持するよう求め、早期段階の任務に関する合意に達することを含む国際連合との法的な約束を継続し、制憲議会選挙に向けて共同で作業することを求める。
3. すべての当事者に対し、和平プロセスを支援するために、既存の職務権限の枠内で、UNM I N Iの専門性と即応体制を最大限活用するよう奨励する。
4. 事務総長に対し、本決議の実施へ向けての進展について、安保理に対し、定期的に報告し、また、とりわけ2008年4月10日に計画されている選挙に関してのUNM I Nの活動について、ネパール政府の見解および現場での事態の進展を考慮したうえで、検討するよう要請する。
5. ネパールの当事者に対し、職務権限に規定されている任務を遂行するうえで、UNM I Nおよびその関係者の治安、安全および移動の自由を促進するために必要な措置を取るよう要請する。

6. この問題に引き続き取り組むことを決定する。